

令和5年3月

第2回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年3月28日 午後1時30分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

付 議 案 件

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議案第 4 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

つるぎ町農業委員会会議録（令和5年第2回）	
招 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開 会 日 時	令和 5年 3月28日（火） 午後 1時30分
閉 会 日 時	令和 5年 3月28日（火） 午後 2時19分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（11番）	桑平 稔	○		委 員（7番）	丸本 昭	○	
職務代理（2番）	坂本 誠治	○		委 員（8番）	堀部 勝博	○	
委 員（1番）	大西 昭	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫	○		委 員（12番）	松岡 和夫	○	
委 員（5番）	塩田 勇		○	委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	4番 浅川 虎夫	7番 丸本 昭
---------	----------	---------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 二宮 仁郎 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

【午後 1時30分 閉会】

事務局（二宮事務局長）

委員の皆さま、こんにちは。

本日はお忙しい中、令和5年第2回総会にご出席いただきありがとうございます。

それでは、つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、これよりの議事進行につきましては桑平会長にお願いいたします。

会 長（桑平 稔）

改めまして、皆さん、こんにちは。

先日、令和5年第2回つるぎ町農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ただ今から令和5年第2回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員14名のうち、半数を超える委員さんが出席しており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第2」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則第18条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は、「議席番号4番 浅川委員」と「議席番号7番 丸本委員」の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、浅川委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

浅川虎夫委員

1番の申請について、令和4年第5回総会時の「買受適格証明願の発行の可否」の議案の際、令和4年9月20日に事務局と現地調査を行っています。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の3ページの位置図のとおりです。

申請地については、登記簿での地目は「田」ですが、現況は「畑、一部雑種地」であり、現在は休耕畑の状況であります。

会議資料7ページから8ページにありますとおり、この申請地は不動産競売による物件であり、このたび譲受人が入札による最高価買受申出人となった事による所有権移転で第3条許可申請があがってきました。

譲受人は、●●●●住民登録をしておりますが、●●●●町において、自作地・借入地を併せて3, 524㎡の農地に菜の花を作付しており、休日になれば、常時従事者である東みよし町在住の息子さんとともに耕作しております。権利取得後は、●●●●町の農地同様、菜の花とじゃがいもを作付する

予定です。

農機具等も確保しており、農薬の使用についても、地域の防疫基準に従って、周囲へ被害を及ぼさないよう万全を期して耕作を行う旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長（桑平 稔）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議はございませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、坂本委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

坂本誠治委員

1番の申請について、3月22日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の11ページの位置図のとおりであります。農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、現在両親と実家で同居していますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきました。そこで、自己住宅を新築し独立したいと考えていたところ、父が所有する今回の申請地が実家にも学校にも近く、独立して住居を構えるには最適な土地であり、この際使用貸借で借り受け、住宅用地として利用したく申請があがったようです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

許可後の転用に係る工事については、申請地周辺はコンクリート擁壁等の構造物が存在しており、それを生かす形で高低差を無くし、真砂土を敷き整地します。申請地は737㎡と広大であるため、住宅・進入路・庭・家庭用菜園として全体的に利用します。上水道は町道埋設の上水道管から引き入れ、排水については合併浄化槽を通し町道内水路へ放流します。雨水は自然浸透とします。

管轄する土地改良区より受益地でない旨の証明書も確認済みであります。

第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（桑平 稔）

続きまして2番の申請について、柴田委員さんお願いいたします。

柴田純二委員

2番の申請について、3月22日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の20ページの位置図のとおりであります。農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、前々から町内での居住を考えており、土地を探していましたが、条件に似合う土地がなかなか見つからず、この際父が所有の申請地を使用貸借で借り受け、自己住宅を新築するために申請があがったようです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

許可後の転用に係る工事については、造成は堅固な土地であるため、若干すき取り盛土して整地をし、仮設・基礎工事を行います。上水道は町道埋設の上水道管から引き入れ、排水についても同じく埋設されて下水管に放流します。

管轄する土地改良区より受益地でない旨の証明書も確認済みであります。

第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 (桑平 稔)

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長 (桑平 稔)

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長 (桑平 稔)

異議なしということですので、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」をお諮り致します。

本議案の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める「議事参与の制限の規定」に基づき、浅川委員さんにはしばらくの間、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に入室・着席をしていただきます。

【 浅川委員が退席し、別室で待機 】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することにご異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに決定いたしました。

議事が終了致しましたので、「浅川委員さん」に対する議事参与の制限を解除いたします。

浅川委員さんが着席するまでお待ちください。

【 浅川委員が入室し、着席 】

日程第2 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する

る指針について」をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（松浦課長補佐）

それでは、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局よりご説明いたします。

議案書の5頁から7頁をご覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）を作成いたしました。

この指針は、農業委員・農地利用最適化推進委員が、農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての数値目標や目標達成に向けた具体的な推進の方法を定めなければならないとし、しいてはこの令和4年度末までに目標を設定し、公表することと農政省より通知があったことにより、今回の議案に挙げさせていただいたところであります。

それでは作成しました指針（案）について、抜粋しながら説明をさせていただきます。

【 抜粋し、指針（案）の読み上げ 】

以上、説明しました内容でつるぎ町農業委員会の指針として目標設定をし、公表することとしたいので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明を終わります。

議 長 (桑平 稔)

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長 (桑平 稔)

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」原案のとおり決定することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長 (桑平 稔)

異議なしということですので、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 (桑平 稔)

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、その他ご意見、ご質問はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長 (桑平 稔)

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和5年第2回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時19分 閉会】

議 長 桑平 稔

会議録署名委員 4番 浅川 虎夫

会議録署名委員 7番 丸本 昭